北海道特別職報酬等審議会

〈資料１－１〉北海道特別職報酬等審議会条例
〈資料１－２〉特別職の報酬等の改定の流れ

特別職の報酬等及び期末手当について

〈資料２－１〉特別職の報酬等の体系
〈資料２－２〉特別職の報酬等の改定状況
〈資料２－３〉人事委員会勧告の概要
〈資料２－４〉特別職と一般職の給与改定率等の比較
〈資料２－５〉主要８都道府県の特別職の報酬月額等の状況
〈資料２－６〉特別職等の期末手当支給月数の改定状況

知事等の退職手当について

〈資料３－１〉知事・副知事・教育長の退職手当の状況

行政委員会委員の報酬について

〈資料４－１〉行政委員会委員の報酬の状況

北　海　道
令和６年12月

北海道特別職報酬等審議会条例

昭和40年条例第50号
最終改正　平成28年3月31日

（設置）
第1条　議会の議員の議員報酬等並びに知事、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として、北海道特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第2条　審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
（1）　議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。
（2）　知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。
（3）　北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。
（4）　北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。

（組織）
第3条　審議会は、委員10人以内で組織する。
２　委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
３　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第4条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第5条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第6条　審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
２　部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
４　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（会長への委任）
第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

特別職の報酬等の改定の流れ

資料１－２

１０月上旬

人事委員会勧告

➢ 一般職の給与水準と国及び他の地方公共団体の職員並びに道内民間事業所の給与との均衡等を考慮し、適正な給与が確保されるよう人事委員会が知事及び道議会議長に対し勧告

１０月下旬

知事が特別職報酬等審議会へ諮問

➢ 人事委員会勧告の内容を踏まえ、特別職報酬等審議会条例第２条に基づき、知事が特別職の報酬等について、特別職報酬等審議会へ諮問

１１月上旬

特別職報酬等審議会の開催

➢ 一般職の給与改定の状況や社会経済情勢等を勘案し、知事等の特別職の給料及び道議会議員の議員報酬の水準や期末手当の支給月数、行政委員会委員の報酬が適正な水準等となるよう審議

報酬等審議会閉会後

特別職報酬等審議会が知事へ答申

➢ 特別職報酬等審議会で審議した結果を知事へ答申

１１月下旬

定例道議会に条例改正案を提案

➢ 特別職報酬等審議会から答申のあった内容を踏まえて、関係する条例改正案を第４回定例道議会に提案

特別職の報酬等の体系

資料２－１

知事等の給与

【関係法令】
北海道知事等の給与等に関する条例
北海道知事等の退職手当に関する条例
北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例

区分	給与体系
知　事 副知事 教育長	＜毎月支給＞ 給　料 ＜6月、12月支給＞ 期末手当 ＜退職時支給＞ 退職手当

議員の議員報酬

【関係法令】
北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

区分	報酬体系
議　長 副議長 議　員	＜毎月支給＞ 議員報酬 ＜6月、12月支給＞ 期末手当

行政委員会委員の報酬

【関係法令】
北海道特別職職員の給与等に関する条例

区分	報酬体系
教育委員会委員 公安委員会委員 選挙管理委員会委員 監査委員会委員 人事委員会委員 労働委員会委員 等	＜毎月支給＞ 給料・報酬 ＜6月、12月支給＞ 期末手当

資料２－２

特別職の報酬等の改定状況

■　特別職の報酬等の改定の考え方

特別職の報酬等の考え方（これまでの審議会での意見）

- 一般職の給与及び給与改定状況との均衡
- 国及び他都府県における特別職の報酬等との均衡及びその改定状況
- 社会経済情勢の変化
- 道行財政を取り巻く諸状況や道の財政状況　　等

⇒ これらを総合的に勘案

区　分	給料又は報酬		期末手当支給月数 ※R5.12改正	備　考
	現行の月額　※H4.10.1改正（改正前の月額）	減額後の月額（減額）		
知　事	1,380,000 円（1,250,000 円）増加率10.4%	966,000 円（▲ 414,000 円）減額率 30%	年間 ３．４０月（手当額は減額後の給料月額を基に算定）	減額期間は、知事の任期中（R9年4月まで）
副知事	1,100,000 円（1,000,000 円）増加率10.0%	957,000 円（▲ 143,000 円）減額率 13%		
教育長	900,000 円（820,000 円）増加率 9.8%	828,000 円（▲ 72,000 円）減額率 8%		
監査委員	810,000 円（740,000 円）増加率 9.5%		年間 ３．４０月	
議　長	1,160,000 円（1,050,000 円）増加率10.5%			
副議長	1,040,000 円（950,000 円）増加率 9.5%			
議　員	900,000 円（820,000 円）増加率 9.8%			

人事委員会勧告の概要（抜粋）

資料２－３（１）

令和６年給与勧告等の概要

■給与関係①

［令和６年度改定分］

月例給、ボーナスともに３年連続の引上げ
寒冷地手当の支給額引上げ、支給地域の改定

1　月例給（令和６年４月実施）

・本年４月分の職員給与と民間給与について、役職段階、学歴、年齢等が同じ者同士を比較

民間給与 A	職員給与 B	**較差 A－B（率）**
382,451円	371,263円	**11,188円（3.01%）**

▶ **初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、全職員に改善の効果が及ぶよう、人事院勧告に準じて給料表を改定**　※寒冷地手当の改定分等を含めた**改定率 3.01%**

初任給：大卒 220,000円［+23,800円］　高卒 188,800円［+21,400円］

※モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.1%の給与改善

2　ボーナス（令和６年４月実施）

▶ **0.10月分引上げ（年間4.50月分→4.60月分）　期末手当及び勤勉手当を均等に引上げ**

3　寒冷地手当（支給額の改定：令和６年４月実施　支給地域の改定：令和７年４月実施）

▶ 民間における支給状況を踏まえ**支給月額を引上げ**

▶ 新たな気象データを踏まえ**支給地域を見直し**

〈寒冷地手当の支給月額（11月～３月支給）〉

地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
１級地	**29,400円**（+3,340円）	**16,200円**（+1,800円）	**11,500円**（+1,280円）
２級地	**26,000円**（+2,920円）	**14,500円**（+1,600円）	**9,800円**（+1,100円）
３級地	**25,100円**（+2,840円）	**14,300円**（+1,600円）	**9,600円**（+1,100円）

人事委員会勧告の概要（抜粋）

資料２－３（２）

令和６年給与勧告等の概要

■給与関係②

［令和７年度改定分］
社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る改正
人事院勧告「給与制度のアップデート」の措置内容を踏まえ、給与制度を包括的に見直し

4　給料表

▶ **初任給や若年層**の水準を**大幅に引上げ**
※令和６年４月から実施

▶ **本庁局長級**（行政職８級など）**以上**について
役割に見合う処遇に見直し

5　ボーナス

▶ **勤勉手当の成績優秀者に係る支給上限を引上げ**

▶ **特定任期付職員のボーナス拡充**

6　扶養手当　※段階的に実施

▶ **配偶者に係る手当**（現行6,500円）を**廃止**

▶ **子に係る手当**を**増額**（現行10,000円→**13,000円**）

7　地域手当

▶ 国の見直しに準じて段階的に改定
札幌市：３％→４％（令和８年度以降）

▶ **地域手当の異動保障**を措置（異動後３年間）

8　通勤手当

▶ **支給限度額**を**月150,000円に引上げ**

▶ 採用時などの特別急行料金等に係る**支給要件を緩和**

9　管理職員特別勤務手当

▶ **平日深夜勤務**に対する手当の**対象時間帯を拡大**
（**午前０時**～午前５時→**午後10時**～午前５時）

10　定年前再任用短時間勤務職員等の手当

▶ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に、**寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当（これらに準ずる手当を含む）**などを措置

※寒冷地手当については、本道の地域特性などを踏まえ、令和６年度から実施

令和７年４月から実施　※特記するものを除く

特別職と一般職の給与改定率等の比較

資料２－４

〈一般職の改定率と特別職との比較〉

改定年		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般職	単年度改定率	2.80	1.89	1.18	0.90	0.95	1.01	0.81	0.29	0.11	－	▲2.06	▲1.13	－	▲0.37	▲0.86	▲0.86	▲0.85	▲1.09	▲0.23	▲0.26	－	－	0.22	0.15	0.17	0.13	0.17	0.12	－	－	0.23	0.99	3.01
一般職	累積（連乗）改定率		1.89	3.09	4.02	5.01	6.07	6.93	7.24	7.36	7.36	5.15	3.96	3.96	3.58	2.69	1.81	0.94	▲0.16	▲0.39	▲0.65	▲0.65	▲0.65	▲0.43	▲0.28	▲0.11	0.02	0.19	0.31	0.31	0.31	0.54	1.54	4.59
一般職と特別職との比較（※）		100.00（改定）	101.89	103.09	104.02	105.01	106.07	106.93	107.24	107.36	107.36	105.15	103.96	103.96	103.58	102.69	101.81	100.94	99.84	99.61	99.35	99.35	99.35	99.57	99.72	99.89	100.02	100.19	100.31	100.31	100.31	100.54	101.54	104.59
一般職期末・勤勉手当月数		5.45	5.30	5.20	5.20	5.20	5.25	5.25	4.95	4.95	4.70	4.65	4.40	4.40	4.45	4.45	4.45	4.45	4.15	3.95	3.95	3.95	3.95	4.05	4.10	4.30	4.40	4.45	4.50	4.45	4.30	4.40	4.50	4.60

（※）H4の一般職と特別職の報酬水準を100とした場合の、一般職の累積改定率（R6の累積改定率＝(R5の累積改定率×(R6の単年度改定率+100))/100）

101.54　　3.01

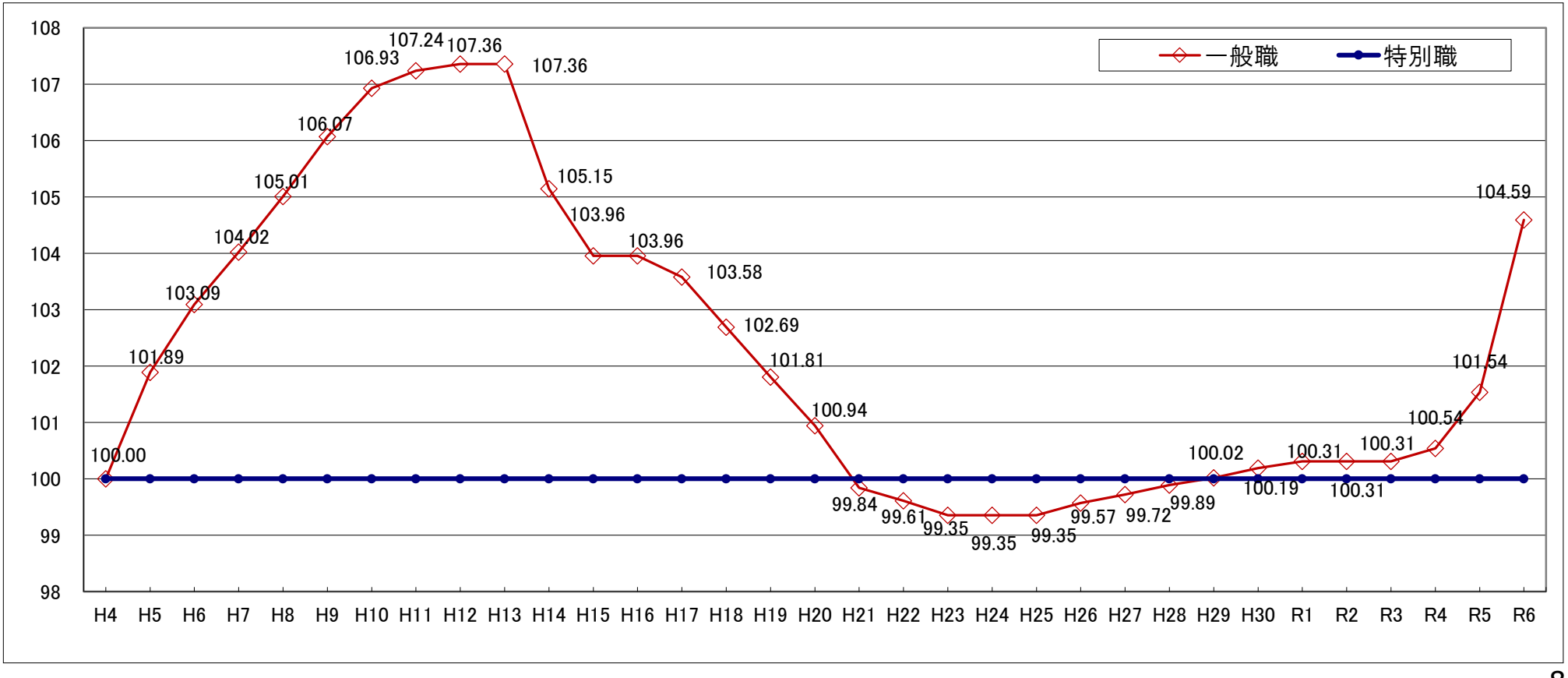

主要８都道府県の特別職の報酬月額等の状況

資料２－５

令和６年12月26日現在

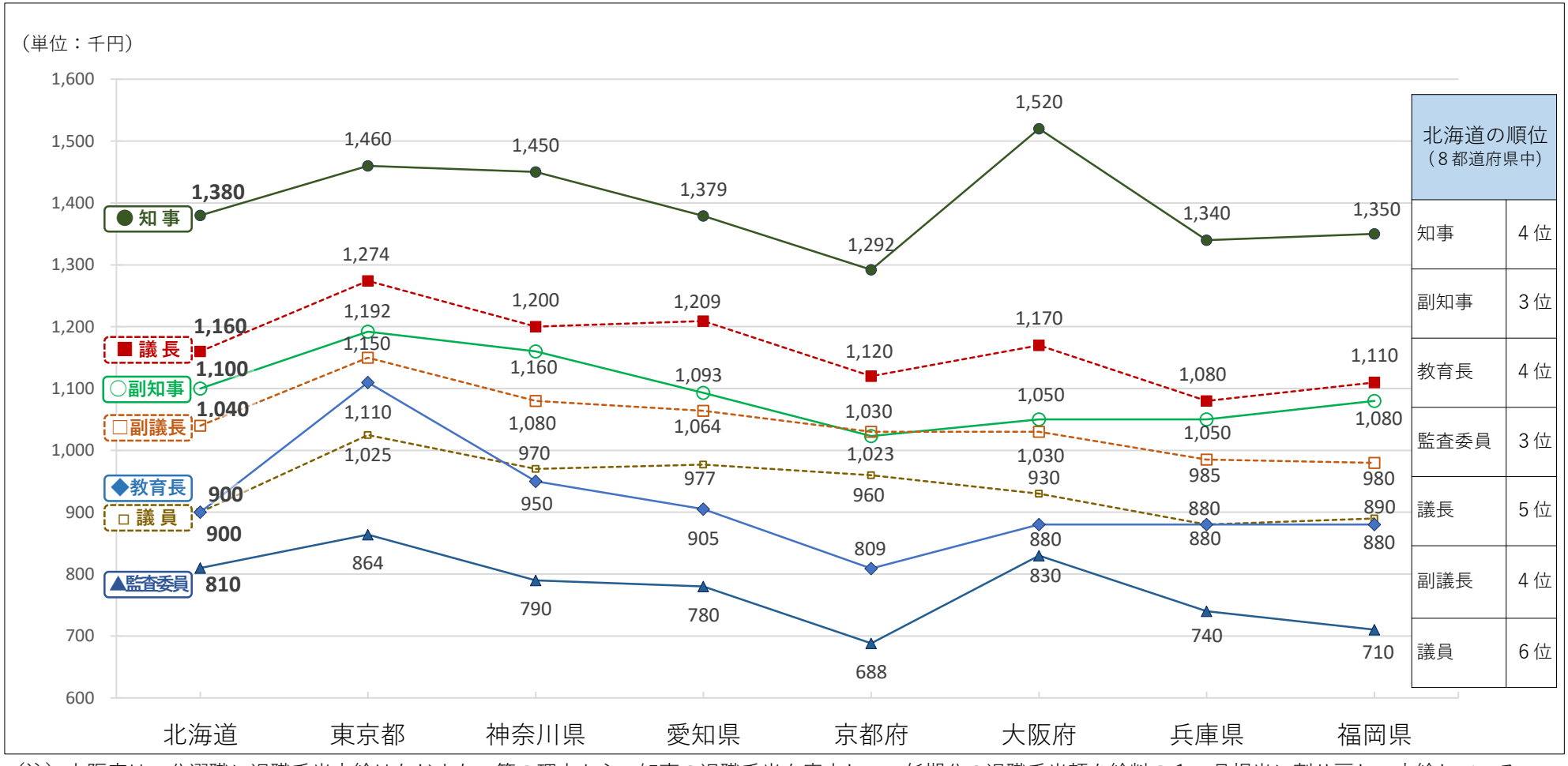

（注）大阪府は、公選職に退職手当支給はなじまない等の理由から、知事の退職手当を廃止し、一任期分の退職手当額を給料の１ヵ月相当に割り戻し、支給している。

＜参　考＞

（単位：千円）

区　分	総理大臣	国務大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員	適用年月日	改定の時期
国	2,038	1,486	1,426	1,216	2,170	1,584	1,294	R6.4.1 （議員H21.12.1）	一般職に準じて改定

特別職等の期末手当支給月数の改定状況（過去10年分）

資料２－６

〈道〉

年　度	特別職（年間:月数）	一般職		
		（期末）	（勤勉）	（年間:月数）
平成26	3.05（＋0.10）	2.60	1.45	4.05（＋0.10）
平成27	3.10（＋0.05）	2.60	1.50	4.10（＋0.05）
平成28	3.25（＋0.15）	2.60	1.70	4.30（＋0.20）
平成29	3.30（＋0.05）	2.60	1.80	4.40（＋0.10）
平成30	3.35（＋0.05）	2.60	1.85	4.45（＋0.05）
令和元	3.40（＋0.05）	2.60	1.90	4.50（＋0.05）
令和２	3.35（▲0.05）	2.55	1.90	4.45（▲0.05）
令和３	3.25（▲0.10）	2.40	1.90	4.30（▲0.15）
令和４	3.30（＋0.05）	2.40	2.00	4.40（＋0.10）
令和５	3.40（＋0.10）	2.45	2.05	4.50（＋0.10）
令和６		**2.50**	**2.10**	**4.60（＋0.10）**

〈国〉

特別職等（年間:月数）	一般職		
	（期末）	（勤勉）	（年間:月数）
3.10（＋0.15）	2.60	1.50	4.10（＋0.15）
3.15（＋0.05）	2.60	1.60	4.20（＋0.10）
3.25（＋0.10）	2.60	1.70	4.30（＋0.10）
3.30（＋0.05）	2.60	1.80	4.40（＋0.10）
3.35（＋0.05）	2.60	1.85	4.45（＋0.05）
3.40（＋0.05）	2.60	1.90	4.50（＋0.05）
3.35（▲0.05）	2.55	1.90	4.45（▲0.05）
3.25（▲0.10）	2.40	1.90	4.30（▲0.15）
3.30（＋0.05）	2.40	2.00	4.40（＋0.10）
3.40（＋0.10）	2.45	2.05	4.50（＋0.10）
3.45（＋0.05）	2.50	2.10	4.60（＋0.10）

知事・副知事・教育長の退職手当の状況

資料３－１

知事・副知事・教育長の退職手当制度

■　算出方法 ： 給料月額　×　在職月数　×　支給割合　＝　退職手当の額

■　退職手当額（在職月数は任期満了の場合）

区　分	給料月額	在職月数	支給割合 ※H30.4.1改正	手当額 （減額後）	備　考
知　事	１３８万円	４８月	４９.３／１００	３，２６６万円 （２，２８６万円）	減額率３０％
副知事	１１０万円	４８月	４１.６／１００	２，１９６万円	
教育長	９０万円	３６月	３２.９／１００	１，０６６万円	

⇨ 国の制度改正や他都府県の状況に大きな動きはない

行政委員会委員の報酬の状況

資料４－１

１　法律上の規定（地方自治法第２０３条の２第２項）

・非常勤の職員の報酬は、その勤務日数に応じて支給する。（原則、日額制により支給）
・ただし、条例で特別の定めをした場合はこの限りではない。

２　道の具体的な取扱い

日額・月額併用制（H27.6～）

区分	支給対象業務	支給額
日額部分	・委員会、総会等への出席 ・事務打合せ（出勤・事務所等） ・出張、外勤等の用務 ・事務所で行う裁決書等の作成	委員長・会長等 ２７，０００円 委員 ２４，０００円
月額部分	・上記以外のすべての業務 （事務所等での資料読込み等）	改正前の報酬月額の１／２の報酬額
上限額の設定	日額部分の日数が一定日数以上となる場合は、 **改正前の報酬月額を上限として支給**	

各行政委員会委員の報酬額

（単位：円）

区分		報酬単価		
		月額	日額	上限額
教育委員会	委　員	145,500	24,000	291,000
道公安委員会	委員長	162,500	27,000	325,000
	委　員	120,000	24,000	240,000
方面公安委員会	委員長	140,650	27,000	281,300
	委　員	120,000	24,000	240,000
選挙管理委員会	委員長	162,500	27,000	325,000
	委　員	120,000	24,000	240,000
監査委員	議会選出	70,000	24,000	140,000
人事委員会	委員長	167,350	27,000	334,700
	委　員	145,500	24,000	291,000
労働委員会	会　長	167,350	27,000	334,700
	会長代理	162,500	27,000	325,000
	公益委員	140,650	24,000	281,300
	労使委員	130,950	24,000	261,900
収用委員会	会　長	167,350	27,000	334,700
	委　員	145,500	24,000	291,000
海区等委員会	会　長	25,000	27,000	50,000
	委　員	17,500	24,000	35,000

⇒ 国の制度改正や他都府県の状況に大きな動きはない